

国際日本文化研究センター広報用データベース等に関する内規

平成8年12月19日 決 定
令和2(2020)年2月20日最終改正

(趣旨)

第1条 この内規は、国際日本文化研究センターデータベースの公開認定に関する内規（平成8年12月19日制定。）第2条第2項に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）又はその職員等が不特定の公衆に提供するために作成した広報用データベース等（以下「広報用データベース等」という。）に関し必要な事項を定める。

(広報用データベース等の種類)

第2条 広報用データベース等の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 不特定の公衆に提供するためのデータベース
- (2) センターが管理するホームページ
- (3) この内規により、広報用データベース等として認定されたもの
(センターの作成に係るものの認定)

第3条 情報管理施設長は、センターの作成に係る広報用データベース等が完成したときには、所長に対し、広報用データベース等の認定手続の開始について速やかに上申するものとする。

(職員等の作成に係るものの認定)

第4条 広報用データベース等の認定を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 職員（客員教員を含む。）
- (2) その他所長が適当と認めた者
(申請の手続)

第5条 前条の資格を有する者が、その作成に係る広報用データベース等の認定を希望する場合は、別記様式第1号により、情報管理施設長を経由して、所長に申請するものとする。

(広報用データベース等の認定)

第6条 所長は、第3条又は前条により上申又は申請を受けたときは、情報システム委員会の議に基づき、広報用データベース等の認定を行う。

(通知)

第7条 所長は、第5条の規定による申請に対し認定を行った場合は、その結果を別記様式第2号により、申請者に通知するものとする。

(内容更新の努力義務)

第8条 広報用データベース等については、その作成者は常に内容の更新に努めなければならない。

(取消し等)

第9条 第2条から前条までの規定により公開された広報用データベース等についても、その後の事情の変化等により、公開に適さなくなると認められるものについては、所長は、情報システム委員会の議に基づき、公開中止をはじめ、適切な措置を講ずることができる。

(経費)

第10条 この内規に定める広報用データベース等については、無償で提供するものとする。

附 則

この内規は、平成8年12月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この内規は、令和2(2020)年2月20日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

広報用データベース等認定申請書

国際日本文化研究センター所長 殿

申請者

印

下記のデータベースについて、所定の資料を添え、広報用データベース等としての認定を申請します。

記

令和 年 月 日申請

データベースの名称	
データベース内容の更新計画	

添付資料

- (1) データベースの作成届出書のコピー
- (2) 出典の著作権が外部にある場合は、許諾書等権利関係書類
- (3) データベースの説明書（仕様書、設計書等）
- (4) データベースの印刷例
- (5) その他所長が必要と認めたもの

別記様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

広報用データベース等の認定について

殿

国際日本文化研究センター所長

申請のあったデータベースについて、審査結果を下記のとおり通知します。

記

認定の可否	国際日本文化研究センター広報用データベース等として 認定する 認定しない
データベースの名称	
備考	